

平成14年度 町田市病院事業会計決算表

1. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収 入		支 出	
区 分	決 算 額	区 分	決 算 額
病 院 事 業 収 益	10,765,948	病 院 事 業 費 用	11,002,303
医 業 収 益	9,480,597	医 業 費 用	10,477,555
医 業 外 収 益	1,280,552	医 業 外 費 用	496,434
特 別 利 益	4,800	特 別 損 失 予 備 費	28,322
			0

2. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収 入		支 出	
区 分	決 算 額	区 分	決 算 額
資 本 的 収 入	812,329	資 本 的 支 出	1,083,428
他 会 計 補 助 金	392,211	建 設 改 良 費	387,073
都 補 助 金	256,836	企 業 債 償 還 金	696,355
固 定 資 産 売 却 代 金	0		
企 業 債 金	161,800		
国 庫 補 助 金	1,482		

この表は消費税・地方消費税込みの額です。

保健福祉

委員会の審査から
委員 医師の確保が大きなテーマとなっているので、意見をお聞きしたい。
加島助役 長期的には、研修指定がとれたので、三、四年かけて町田市民病院プロパティを育てていくことであり、短期的には、医師のつながりでいい医師を連れてきていただく、そう願いたい。
委員 医師の確保が難しい中で、待遇面、個人の評価について、どう考えるのか。
加島助役 医師の給料は、市民病院がどういう位置にあるのか、調査しなければなりません。業績評価は、どうい

病院事業会計 決算を認定

九月四日に上程された平成一四年度町田市病院事業会計決算認定は、保健福祉常任委員会の審査を経て、二十九日の定例会最終日に認定されました。
【経営状況】
 収益的収支では、患者数が

う形であるか、先生方と相談し、町田方式というか、そういう評価制度をつくってほしいのではないかと、処遇面は、診療手当をもちよっと手厚くするよう形で考えていけばいいのかなと思います。

入院で年間延べ二万七、二九一人(一日平均三四九人)で前年度に比べ、六五二人(一・三%)減少し、外来では年間延べ三四万三、〇八九人(一日平均一、四〇〇人)で前年度に比べ一、一七四人(四・五%)減少しましたが、入院・外来の料金収益は前年度より三億九、三三三万(三・七%)の増収となりました。一方、費用は材料費で三億四、二二〇万(一・二%)、経費で三、五九九万(一・四%)増加するなど、全体で四億二、九一〇万(三・七%)の増収となりました。その結果、決算額は収益的収入が一〇七億四、五九七万円で前年度に比べ二億三、七八〇万(二・三%)の増、収益的支出が一〇九億八、九三三万円で前年度に比べ四億二、九一〇万(四・一%)の増となり、差引き二億四、三四〇万円の当年度純損失となりました。損失額は前年度からの繰越利益剰余金を充当した結果、当年度末の未処分利益剰余金は七億三、〇三九万となりました。
 資本的収支では、ICD・10対応システム整備等の病院改築費に一億一、八八一万円、医療機器等資産購入費に二億六、八二六万円、企業債償還金に六億九、六三三万円を要し、一般会計からの繰入金三億九、二二二万円及び都補助金二億五、六八四万円、国庫補助金一四八万円、企業債一億六、一八〇万円、既収入特定財源(繰越事業に係る前年度一般会計繰入金)一、二一七万円を充て、不足する額二億五、八九二万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

市議会の活動を 知るには

町田市議会の活動を知るには次のような方法があります。
会議の傍聴
 傍聴は、議会活動に触れる最も身近な方法です。本会議・委員会とも議事事務局(市役所五階)で傍聴券の交付を受ければ、どなたでも傍聴できます。傍聴券は午前八時三〇分から先着順に交付します。
 傍聴席の数は、本会議場が

八四席、委員会では第一委員会室・議場ロビーともに三〇席あります。車いす利用、補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を同伴しての傍聴もできます。
 本会議・委員会の日程等については議事事務局にお問い合わせください。
会議録の閲覧
 市議会では、本会議の様様を全部記録した「町田市議会会議録」を刊行しています。市政情報課(やまびこ)・市内各図書館・市民フロアー・議事事務局で閲覧できます。各委員会については、委員会記録を議事事務局・市政情報課で閲覧できます。
 また、ご覧になりたいところを抽出できる議事録検索システム(平成三年以降の本会議と委員会の会議録)を市政

本会議の 質疑から

条例

町田市住みよい街づくり 条例

議員 街づくり推進地区、検討地区はどのような条件で指定するのか。
都市緑政部長 街づくり推進地区は、市長が地区街づくりプランが提出された地区について必要があると認めるときに、地区内での建築行為等を誘導するため指定します。街づくり検討地区につきましては、基盤未整備地区、大規模土地利用等の改編が想定される地区などについて街づくりの必要があると市長が認められた場合に、街づくり審査会の意

予算

在宅高齢者福祉推進 事業費

議員 介護予防実態調査委託料の目的は。
保険介護推進担当部長 高齢者の生活実態や健康及び介護状態になる危険因子の状況などを明らかにし、介護予防に対する課題や課題解決のため

子どもマスタープラン 策定事務費

議員 調査の目的と内容はどのようなものか。
子ども生活部長 今回の計画の策定に当たりまして、町田市の子ども、子育て家庭への意識、あるいは現状について把握する必要があるという

決算特別委員会の 構成

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 川畑 一隆 | 副委員長 | 新井 克尚 |
| | 石井 恵子 | | 浅見 美子 |
| | 若林 章喜 | | 佐藤伸一郎 |
| | 高嶋 均 | | 伊藤 泰人 |
| | 斉藤 稔 | | 古宮杜司男 |

町田市議会議員の政治活動に おける虚礼廃止に関する要綱

平成元年二月一日制定 平成二年二月一日改正
 この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信任に応えるため制定するものである。

- 記
- 一、企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
 - 二、資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
 - 三、町内会・自治会、その他市の財政援助団体ならびに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
 - 四、新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
 - 五、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)は廃止する。

この要綱は、平成元年二月一日から適用する。
 附 則

「町田市議会だより」は、議会運営委員会が編集しています。よりよい紙面づくりのため皆様のご意見をお寄せください。

情報課と中央図書館に設置しています。
市議会ホームページ
 インターネット上に町田市議会のホームページを開設しています。
 議会の会期日程や議案審議結果等の最新情報や議員の紹介、過去の市議会だよりなどを掲載しています。
 また、本年二月から、市議会ホームページから会議録の検索と本会議のライブ中継・録画放映をご覧になることができるようになります。
市議会だより
 市民の皆様は、議会の活動を知っていただくために、「町田市議会だより」を発行しています。
 年四回開かれる定例会や臨時会の内容をお知らせして